

重要事項説明書 [サマリーポケットプラン]

実施：2024年8月1日

この文書は、当社がお客さまに電気を販売する際の条件や電気需給に関するご契約にあたり、ご注意いただきたい重要な事項についてご説明するものです。下記の内容を十分にご理解いただいたうえ、お申し込みください。

※各号数は、経済産業省の指針で定められた契約時にご説明が必要な25項目の号数です。

なお、記載をしない第2号、4号は取次店等の事業者情報と連絡先情報になります。

1. 最重要事項

(1) 当社の電気需給契約は、契約期間の定めがない契約です。契約更新はございません。また、お客さまからのお申し込みを当社が承諾したときに成立し、供給開始日に契約開始とさせていただきます。(第16号、17号)

(2) 旧一般電気事業者（東京電力エナジーパートナー株式会社等）の規制料金（従量電灯B等）には、燃料費調整額に上限がありますが、当社の電気料金には、燃料費調整額に上限はありません。そのため、燃料価格が高騰し、平均燃料価格が129,300円を超えたとき、当社の電気料金の方が高くなる場合があります。お申込みの際にはご注意下さい。

(3) 電気のご使用量やご請求額の確認は、原則、当社が提供するウェブサイト「ウィズ京葉ガス」(以下、ウィズ京葉ガス)で確認していただきます。ただし、ガスの契約がある場合は、ガスの検針票に電気のご使用量(kWh)等の情報の一部をご参考として掲載させていただきます。

(4) 当社の電気需給約款や電気料金プラン定義書等の変更を行う場合は、原則、紙面以外の方法（インターネット上でのお知らせ、電子メールの送信によるお知らせ、その他当社が適当と判断した方法）でお知らせを行いますので、あらかじめ、ご承諾していただきます。なお、電気需給約款第4条等に記載されている「書面交付」とは、電気需給約款等の変更等を通知することを意味します。

2. 小売電気事業者の基本情報（第1号、3号）

事業者名：京葉瓦斯株式会社

代表者名：取締役社長 社長執行役員 江口 孝

登録番号：A0161

住所：千葉県市川市市川南2丁目8番8号

問合せ先：京葉ガスお客さまコンタクトセンター(047-361-0211)

<受付時間>月曜日～土曜日 9:00～19:00

<休業日>日曜日、祝日、年末年始（12月30日～1月3日等）

3. お申し込み方法（第5号）

お客さまは、原則、当社のホームページによりご契約のお申し込みをしていただきます。ただし、当社営業箇所等がご提案するお客さまは、この限りではありません。

4. 供給開始予定日（第6号）

(1) 他の小売電気事業者から当社にご契約を切り替える場合の供給開始予定日は、原則、以下の①または②のとおりとなります。

なお、供給開始予定日は、契約手続きが完了した後、当社所定の方法でお客さまにお知らせいたします。

① スマートメーターが設置されていない場合

お申込み後、契約手続き等が完了した日から起算して8営業日に2暦日を加えた日以降に到来する最初の電気の計量日

② スマートメーターが設置されている場合

お申し込み後、契約手続き等が完了した日から起算して1営業日に2暦日を加えた日以降に到来する最初の電気の計量日

※ 供給開始日は指定できません。また、お申込み時にいただいた情報にあやまり等があったときは、契約手続き完了までに時間を要することがございます。

(2) お引越し等にもなうお申込みの供給開始予定日は、原則、お客さまがご希望される日となります。

(3) お客さまが引越し先等でいずれの小売電気事業者とも契約せず、電気の使用を開始した後、当社にお申込みをされた場合、電気の使用を開始した日を供給開始日とします。

5. 料金表（第7号）

項 目		料金単価（税込）
基本料金	30A	1,347.72 円
	40A	1,642.96 円
	50A	1,938.20 円
	60A	2,233.44 円
電力量料金	最初の120kWhまで	30.00 円/kWh
	120kWh～300kWhまで	36.60 円/kWh
	300kWhを超える	38.66 円/kWh

※その他の料金単価やプランの詳細は、電気料金プラン定義書をご確認願います。

電気料金プラン定義書は、当社ホームページでもご確認いただけます。

<https://www.keiyogas.co.jp/denki/ryoukin.html?anchor=yakkan>

6. 設備工事費用等（第 8 号、9 号）

- (1) 電力量計や引込線の位置替え等により、東京電力パワーグリッド株式会社（以下、送配電事業者）より当社が工事費負担金の請求を受けた場合、当社は、請求を受けた工事負担金と同額をお客さまにご請求させていただきます。また、工事負担金は工事の着手前にお支払いいただきます。
- (2) お客さまが電力量計の設置を伴う電気設備の新設工事や電力量計の交換や引込線の入れ替えを伴う契約電力の増変等をおこなったとき、その日以降、1 年以内にその設備を撤去される場合や、さらに電力量計の交換を伴う契約電力等の減変をされる場合、送配電事業者が定める託送供給等約款(以下、託送約款)に従い、当社はご契約の解約日または、契約の変更の日に当社が送配電事業者に支払うべき金額をお客さまに精算していただきます。
- (3) 当社は、お客さまが電気設備の不正な改変等をおこなったことによって、当社が被った不利益や損失を違約金としてお客さまにご請求させていただきます。

7. 割引料金等（第 10 号）

当社は、各電気料金プランのいくつかに割引を設定しています。割引の詳細や条件は、電気料金プラン定義書をご確認願います。電気料金プラン定義書は、当社ホームページでもご確認ください。

<https://www.keiyogas.co.jp/denki/ryoukin.html?anchor=yakkan>

8. 契約電力、契約電流の決定方法（第 11 号）

- (1) 電気料金プランや契約容量（A、k V A、k W）は、原則、お客さまからお申込みいただいた内容をもとに決定させていただきますが、お申込み内容と送配電事業者に登録されている情報が異なる場合は、以下のようにさせていただきます。
なお、電気の使用開始と同時に契約容量等の変更のお申し込みはできません。
 - ① 他社からの電気の契約の切り替えの場合は、原則、現在ご契約中の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量等の値とします。
 - ② お引越し（転入）の場合は、原則、供給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量等の値とします。
 - ③ 当社の他の契約種別の電気需給契約からの切替えの場合は、原則、他の契約種別の電気需給契約終了時点の契約容量等の値を引き継ぐものとします。
- (2) (1)の方法によって決定できない場合は、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまからお申し出いただく契約容量等の値、または、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量の値等を踏まえて当社が決定いたします。
なお、契約容量の値等の確認が取れなかった場合は、当社が別途定める方法により決定いたします。

9. 供給電圧および周波数（第 12 号）

当社が供給する電気の供給標準電圧は、単相 1 0 0 V、単相 1 0 0 V および 2 0 0 V、3 相 2 0 0 V のいずれかとなります。また、標準周波数は 5 0 Hz となります。

10. 電気ご使用量の計量方法および電気料金の計算法（第 13 号）

- (1) 当社は、送配電事業者が計量した電気使用量を計量日以降に受領し、その値に基づき、当社の約款等に従って電気料金を計算いたします。詳細は、当社の電気需給約款、電気料金プラン定義書をご確認ください。
- (2) 当社は、供給開始の初月、または契約を解約される月において、対象の計量期間(日数)が 3 0 日を下回る場合は、当社の約款等にもとづき、電気料金を日割計算いたします。

11. 電気料金のお支払い方法（第 14 号）

- (1) 電気料金は、原則としてガス料金と同一の方法で合算してお支払いいただきます。
- (2) 同一の方法とは、ご指定口座からの口座振替、クレジットカードでのお支払いのことをいいます。ガス料金を払込用紙でお支払いいただいている場合には、原則、口座振替払いまたはクレジットカード払いにお支払い方法を変更していただきます。
- (3) 電気料金のご請求は、原則、電気料金のご請求額が確定した後、直近に到来するガスの検針結果で算定するガス料金と合算してご請求いたします。
- (4) お客さまのガスの検針日と電気の計量日（検針日）が近接しており、電気料金の確定がガス料金との合算に間に合わない場合、電気料金を合算せず、ガス料金のみでご請求させていただく月が発生いたします。また、この場合、合算できなかった電気料金は、翌月以降のガス料金に合算してご請求させていただきます。
- (5) (4)の事例が発生した場合、翌月以降のガス料金に複数月分の電気料金を合算しないよう、翌月以降の電気料金のご請求時期を調整いたします。ただし、ご契約を解約される場合、精算時に複数月分と最終月の電気料金を合算してご請求させていただくことがあります。
- (6) 従来のクレジットカード払いと同様にカード会社の締め日との関係等により、合算した料金を複数月分、まとめて 1 度にお支払いいただく場合や請求がない月が発生する場合があります。

12. 託送約款の遵守に関するお客さまへのご協力をお願い（第 15 号）

当社と電気の需給契約をしていただく場合、お客さまには託送約款に規定された事項を遵守していただきます。また、当社もしくは送配電事業者から以下の事項について、ご協力をお願いする場合があります。

- (1) お客さまの承諾を得たうえで、当社または送配電事業者が必要な業務のために実施するお客さまの土地・建物への立ち入り
- (2) お客さまの電気のご利用により他者の電気の使用を妨害する恐れがある、または送配電事業者の電気工作物に支障を及ぼす恐れが

ある場合、電気の品質の維持・改善のために必要な装置・設備の設置

- (3) 送配電事業者が所有する供給設備の故障・点検・修繕・変更その他、工事上やむを得ない場合、または電気の需給および保安上の必要がある場合に送配電事業者が実施する停電（お客さまの電気の使用の中止または制限）
- (4) 電気工作物に異常もしくは故障がある場合やその恐れがある場合、またはお客さまが電気工作物の変更の工事を行い、その工事が完成した場合のその旨の通知
- (5) お客さまの電気のご利用に際し、送配電事業者が所有する供給設備の工事および維持のため必要な用地の確保

13. お客さまからのお申し出による契約の変更または解約（第 18 号）

- (1) 契約の変更やお引越し(転居)にともなう解約は、当社のお問い合わせ先までご連絡いただき、解約希望日をお知らせください。
- (2) 原則、契約容量等を新たに設定もしくは変更した後の計量日から 1 年目の日が属する月の計量日まで、契約容量等を変更することはできません。電気料金プランの変更も同様とします。（第 19 号）
- (3) ご契約の解約にともなう違約金は、原則、発生いたしません。（第 20 号）
- (4) お客さまから実際に使用を廃止した日以降に解約のご連絡をいただいた場合は、原則、そのご連絡を受けた日を解約日とさせていただきます。
- (5) 他の小売電気事業者への契約切替えにともなう解約は、原則、当社へのご連絡は必要ありません。ただし、規制料金に切り替える場合、当社に切替日をご連絡いただく必要がございます。（第 21 号）
- (6) サマリーポケットプランをサマリーポケットプラン以外の料金プランに変更もしくは解約した場合、変更日もしくは解約日が属する月の翌月末までサマリーポケットの当社特典をご利用いただけます。
- (7) サマリーポケットプランをサマリーポケットプラン以外の料金プランに変更もしくは解約し、翌々月 1 日以降もサマリーポケットにボックスの保管がある場合、お客さまはサマリーポケットをサマリーポケットの当社特典なしの通常料金で継続利用することができます。継続利用をご希望されない場合は、別途お客さまにて、当社特典対象ボックスの取り出し手続きを行っていただく必要があります。
- (8) サマリーポケットプランを契約中に、サマリーポケットにサマリーポケットの当社特典対象ボックスの保管が無くなった場合でも、電気料金プランは変更となりません。変更をご希望される場合は、当社へお申し込みください。

14. 当社からの契約の変更および解約（第 22 号）

- (1) 託送約款や関係法令・条例・規則等の改正、あるいは社会的経済的に当社に大きな影響を及ぼす事象の発生、株式会社サマリーが定めるサマリーポケット利用規約の変更により、料金表を変更する必要性が生じた場合、その他、当社が必要と判断した場合、約款等を変更する場合があります。その場合、あらかじめ、変更後の約款等と変更の効力発生日を一定期間当社のホームページに掲載することでお知らせいたします。
- (2) 当社は、以下の事象が発生した場合、原則、お客さまとの電気需給契約を解約させていただきます。また、②の規定に該当する場合を除き、原則、事前にその旨をお客さまにお知らせします。
 - ① お客さまが次のいずれかに該当する場合
 - a.電気料金の支払期日を経過しても、料金をお支払いいただけない場合
 - b.当社との他の契約(既に消滅しているものを含む)における債務を期日までに履行しない場合
 - c.約款等によってお支払いいただくことが必要となった電気料金以外の債務(延滞利息や工事費負担金等)を履行しない場合
 - d.電気を使用する需要場所において、当社とのガス使用契約が解約となった場合
 - e.電気料金を口座振替またはクレジットカードでお支払いいただけない場合
 - ② お客さまが引越し等の理由により、電気需給契約を解約する旨を当社に伝えずにその需要場所から移転し、需要場所で電気を使用していないことが明らかな場合
 - ③ お客さまの責めとなる理由等により、送配電事業者が託送供給を停止した場合、またはその恐れがある事実が判明した場合
 - ④ お客さまが約款等、託送約款または関連法令・条例・規則等に反した場合

15. 電源構成（第 23 号）

当社がお客さまに供給する電源の構成は、当社ホームページをご確認願います。

<https://www.keiyogas.co.jp/denki/qa.html>

16. 電気の使用方法の制限（第 24 号）

当社の低圧電力契約をする場合、契約電気を変圧器もしくは発電設備等を介して、電灯または小型機器に使用することはできません。使用が発覚した場合は、契約を解約させていただきます。

17. その他（第 25 号）

●お申込みの承諾の制限

当社は、以下に該当するお客さまからお申し込みをいただいた場合、お申し込みを承諾しないことがあります。

- (1) ガス料金や電気料金等、お客さまが当社に支払うべき料金を支払期日が過ぎてもお支払いいただけていない場合、または支払期日が過ぎてからお支払いいただいたことがある場合
- (2) 現在、当社のガスをご使用されていない場合
- (3) 電気のご使用場所とガスのご使用場所が同じ場合であって、電気料金をガス料金と合算し、同一の方法で支払うことにご了承いただ

けない場合

- (4) お引越し等にもない、引越し先等においても(3)の規定と同様に電気料金をガス料金と合算し、同一の方法で支払うことにご了承いただけない場合
- (5) 現在、ガス料金を払込用紙でお支払いいただいている場合であって、そのお支払い方法を口座振替またはクレジットカード払いに変更して支払うことにご了承いただけない場合
- (6) お引越し等にもない、新たに電気需給契約とガス使用契約をお申し込みいただく場合であって、電気料金とガス料金を口座振替またはクレジットカードで支払うことにご了承いただけない場合
- (7) 口座振替またはクレジットカード払いの手続きが完了していない場合
- (8) 同一のご使用場所または複数のご使用場所において、繰り返し、契約のお申込みと解約をご希望される場合
- (9) 他の小売電気事業者へのスイッチングを除き、お客さまが当社との契約を解約した後、1年以内に再び、当社とのご契約を希望される場合

●他の小売電気事業者（現在の電力会社）からの当社への契約の切替え

他の小売電気事業者から当社の電気に切り替える際、他の小売電気事業者との契約条件により、お客さまに解約金等の不利益事項が発生する場合があります。当社とのご契約の前に他の小売電気事業者との契約内容を十分にご確認ください。

●付帯サービスの適用

当社は、電気の契約条件により、お客さまに当社または当社が委託するサービス提供会社による付帯サービスを提供します。お客さまが付帯サービスを利用される場合は、別に定める規約に従っていただきます。付帯サービスの規約および内容（適用条件、適用期間等）は、当社ホームページ等にてご確認ください。なお、当社ホームページ等で事前にお知らせすることにより、お客さまの承諾なく付帯サービスの内容の変更やサービス自体を終了することがあります。

A. でんきのあんしんサポートサービス

本サービスの規約および詳細については、当社ホームページをご確認ください。

<https://www.keiyogas.co.jp/denki/support.html>

B. ウィズ京葉ガス

ウィズ京葉ガスの規約および詳細については、当社ホームページ等をご確認ください。

<https://www.keiyogas.co.jp/service/with/>

●お客さま情報の取扱いについて

本業務機会を通じてお客さまより取得する氏名・住所・メールアドレスを当社と株式会社サマリーで共同利用します。それ以外の個人情報については、当社のプライバシーポリシーまたは株式会社サマリーのプライバシーポリシーに従って利用いたします。なお、各プライバシーポリシーの詳細は、当社ホームページ等またはサマリーポケット公式サイトでご確認ください。

<https://www.keiyogas.co.jp/policy.html>

●サマリーポケットについて

サマリーポケットプランを申し込む前に、サマリーポケット利用規約とプライバシーポリシーをご確認いただく必要があります。

また、サマリーポケットの各サービスの詳細・最新情報については、サマリーポケット公式サイトをご確認ください。

●契約解除(クーリングオフ※)について

- (1) 当社または当社の代理店等からの勧誘を受けてお申し込みされた場合、お客さまが本書面を当社から受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、書面または電磁的記録により無条件に契約のお申し込みの撤回または契約の解除ができます。
- (2) クーリングオフの効力は、お客さまが書面を発信したとき(郵便消印日付)または電磁的記録を発信したときから生じます。書面の場合は、当社宛てに郵送（簡易書留扱いが確実です。）していただき、電磁的記録の場合は、当社ホームページの「インターネットお客さま窓口」をご利用ください。
- (3) 発信する書面または電磁的記録には以下の内容をご記載ください。
 - ① お客さまご住所・お名前(漢字およびカナ)・お電話番号
 - ② クーリングオフのお申し出年月日
 - ③ お申し込みを撤回または契約を解除する内容
(例:「電気需給契約申込」または「電気需給契約」)
 - ④ ③のお申し込みを撤回または契約を解除する意向
(例:「電気需給契約申込を撤回します」または「電気需給契約を解除します」)
- (4) クーリングオフにお申し出いただいた場合、お客さまは、損害賠償または違約金を支払う必要はなく、当該契約にもとづき既に電気が供給されていた場合においても、当該電気の供給に係る対価、その他の金銭を支払う必要はありません。
- (5) お客さまがクーリングオフにより契約を解除されると無契約状態となり、その状態が継続した場合は送配電事業者により、電気の供給が停止される恐れがありますので、当社の新たな電気需給契約または他の小売電気事業者と契約いただく必要があります。

※「特定商取引に関する法律」の適用を受けて、お客さまが当該お申し込みの撤回、または当該契約の解除を行うことをいいます。